

大野城市迷惑行為防止 アクションプラン 年次報告書ができました

13項目の迷惑行為防止のために、大野城市迷惑行為防止アクションプランに取り組んでいます。

令和6年度に重点的に取り組んだ項目を中心にまとめました。結果は今後の取り組みに反映します。

迷惑行為を減らすためには、地域一体の取り組みが不可欠です。協力し住みやすいまちを目指しましょう。

●**閲覧場所** ◇市ホームページ◇行政資料室（市役所新館3階）

●**問い合わせ先**

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当

☎(580)1887



行政に関する困りごとは ありませんか？ 9月・10月は行政相談月間

「歩道に凹凸があつて危険」「困りごとをどこに相談したら良いか分

らない」など、行政の仕事で困っていることはありませんか。その苦情・疑問を、国から委嘱を受けた行政相談委員が、住民の身近な相談相手として受け付けます。



一日行政相談所

●**日時** 10月21日(火) 午前10時～午後3時

●**会場** 市役所本館1階 ホール

●**行政相談委員**

◇岩瀬利春

◇松尾弘志

●**問い合わせ先**

プロモーション推進課ふるさと広報担当

☎(580)1800

はり・きゅう受療費用を 助成します

国民健康保険および後期高齢者医療に加入している人が、市指定のはり・きゅう施術担当者から施術を受ける場合、事前に申請することで自己負担額の一部を助成します。

申請した人に、申請日から有効の「はり・きゅう受療証」を渡します。

●助成金額

◇1術（はりまたはきゅう）

施術料金 1290円

助成金額 650円

◇2術（はりときゅう）

施術料金 1530円

助成金額 770円

※あんま・マッサージなどは適用外

●**助成限度** 1日1回（1疾病に限る）で、1カ月10回

●**必要なもの** 本人確認ができるもの

（国民健康保険資格確認書、または後期高齢者医療資格確認書など）

●**申請と問い合わせ先**

◇国民健康保険被保険者

国民年金課国民年金担当

☎(580)1952

◇後期高齢者医療被保険者

国民年金課医療担当

☎(580)1847

夜間に人工透析で 通院している人へ 福岡県腎臓疾患患者 福祉給付金（前分期）

●**対象者** 次の全てに当てはまる人
◆県内に居住

◆身体障害者手帳を持っている

◆夜間の人工透析治療（治療開始時間が午後5時以降）の回数が1カ月5回以上

◆次のいずれかに当てはまる

◇自宅から医療機関までの距離が片道10km以上

◇通院のため公共交通機関またはタクシーの運賃を1カ月2000円以上負担

※タクシー使用の場合は領収書による証明が必要

※所得制限あり

●**対象期間** 4月～9月

●**給付金** 月額2000円

●**必要なもの** ①申請書②通院証明書③債権者登録申出書④住民票謄本（世帯全員の分）⑤申請者と配偶者・扶養義務者の令和6

年分の所得を証明するもの（令和7年度市県民税課税証明書など）⑥通帳のコピー

※①～③は申請先で配布、③⑥は初めて申請する人のみ提出

●**申請期限** 9月30日(火)

●**申請と問い合わせ先**

福祉サービス課障がい福祉担当

☎(580)1852